

# 第20回声楽アンサンブルコンテスト全国大会

## 印刷等実施業務委託事業者募集要項

※本事業は、令和8年度「声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会」の承認を前提に実施される条件付き事業であるため、この条件を満たさなければ、いかなる効力も発生しないことをあらかじめご了承ください。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合においても、受託者側でその損害については一切負担しません。

令和8年6月17日

### 1 趣旨等

声楽アンサンブルコンテスト全国大会は、平成19年の第1回から毎年、福島県で開催しており、音楽を創り上げるもっとも基礎となる要素「アンサンブル」に焦点をあてた、全国トップレベルの合唱グループによる全国大会である。

この大会の印刷業務等を円滑に行うため、印刷等のデザイン業務の実績のある事業者より企画内容を募集するもの。

### 2 第20回声楽アンサンブルコンテスト大会概要 ※公告時点の情報

#### (1) 主催

福島県、福島県教育委員会、声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会

#### (2) 共催（申請予定）

一般社団法人全日本合唱連盟、全日本合唱連盟東北支部、福島県合唱連盟、福島市、福島市教育委員会、ふくしん夢の音楽堂（公益財団法人福島市振興公社）

#### (3) 開催部門

中学生部門、高等学校部門、小学生・ジュニア部門、一般部門

#### (4) 大会スケジュール

令和9年3月19日（金）～22日（月）

1日目 3月19日（金）10：00～

中学生部門の部門別コンテスト・表彰式

2日目 3月20日（土）10：00～

高等学校部門の部門別コンテスト・表彰式

3日目 3月21日（日）10：00～

小学生・ジュニア部門、一般部門の部門別コンテスト・表彰式

4日目 3月22日（月）10：00～

本選（各部門金賞受賞団体によるコンテスト）・特別企画・表彰式

#### (5) 会場

ふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂） 福島市入江町1番1号

### 3 業務の内容

「第20回声楽アンサンブルコンテスト全国大会印刷等実施業務委託企画提案仕様書」及び「第20回声楽アンサンブルコンテスト全国大会印刷等実施業務委託内容一覧」のとおり

#### ※留意事項

- ・右の大会シンボルデザインのデータについては声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会より支給します。
- ・提出していただいたポスターのデザインは、他の印刷物のデザインにも使用します。
- ・提出していただいたポスターのデザイン及び本委託業務により納品される著作物に関する著作権等の一切の権利は、モチーフの使用を含めて福島県及び声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会に帰属します。
- ・大会カラーの青を基調とし、色使い等はユニバーサルデザインに配慮したものとしてください。
- ・提出された作品は返却しません。



### 4 印刷等業務に係る上限額

4,442,097円（税込み）

### 5 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

① 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者

に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 6 主なスケジュール

- (1) 令和8年6月17日(水) 公告
- (2) 令和8年6月23日(火) 正午まで 質問書の提出期限
- (3) 令和8年6月25日(木) 質問回答(予定)
- (4) 令和8年6月29日(月) 正午まで 参加申込書の提出期限
- (5) 令和8年7月6日(月) 正午まで 企画提案書等の提出期限
- (6) 令和8年7月14日(火) 書面審査結果の通知(予定)

## 7 説明会の開催

本事業に関する説明会については、実施しない。

## 8 質問事項

実施要項、仕様書及び業務委託内容に関する質疑は、質疑書(様式5)により受付ける。

- (1) 提出期限  
令和8年6月23日(火) 正午
- (2) 提出先  
「17 問い合わせ先・書類提出先」のとおり
- (3) 提出方法  
FAXまたは電子メールによること。  
なお、FAXの場合は、必ず、送信後に電話にて受信確認の連絡をすること
- (4) 回答方法  
令和8年6月25日(木)に県ホームページに掲載する。(予定)

## 9 参加申込み

様式1を作成し、以下により提出すること。

- (1) 提出期限  
令和8年6月29日(月) 正午必着
- (2) 提出先  
「17 問い合わせ先・書類提出先」のとおり
- (3) 提出方法  
FAXまたは電子メールによること。  
なお、FAXの場合は、送信後に電話にて受信確認の連絡をすること

## 10 企画提案書の提出

- (1) 応募方法 持参若しくは郵送  
 (2) 提出期限 令和8年7月6日(月)正午必着  
 (3) 提出先 下記17に記載の提出先  
 (4) その他 応募に係る一切の費用は、参加者負担とする。

## 11 提出書類

	名 称	備 考
①	参加申込書	・様式1
②	企画提案書(1部)	・様式2
③	B2ポスターデザイン(1部)	・各者1点とする。 ・仕上がりサイズでパネル等は不要。 ・第20回声楽アンサンブルコンテスト全国大会印刷等業務委託企画提案仕様書の3(2)広報コンセプトに留意してください。
④	デザインコンセプト(7部)	・ポスターデザインと共にコンセプトを記入し、A4サイズ1枚にまとめたもの。 ・社名を記載しないこと。
⑤	業務体制及び業務実績(7部)	・仕様書及び業務委託内容一覧に掲げる業務を実施する場合の進め方、人員体制、管理体制、スケジュールの管理方法、全体総括担当者、過去の類似業務実績をA4サイズ1枚にまとめたもの。 ・社名を記載しないこと。
⑥	経費見積書(1部)	・様式3及び様式4

## 12 審査

### (1) 審査

参加者の企画提案書について、審査員による書面審査を行い、業務委託予定者を選定する。

なお、審査員・審査基準は非公開とする。

### (2) 評価点

下表に基づき、公平かつ総合的な観点で評価を行う。

項 目	評 価 内 容
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島らしさを感じられるデザインとなっているか。</li> <li>・全国大会に相応しく、大会の内容周知及び県外からの誘客に効果が見込まれるものとなっているか。</li> <li>・仕様書3(2)の大会の特色、ターゲット、広報コンセプトを踏まえたものとなっているか。</li> </ul>

業務体制	・仕様書及び業務委託内容一覧に掲げる業務を遅滞なく的確に実施できる体制があるか。
業務実績	・過去の実績はどうか。
経費見積	・積算根拠に妥当性があり、コストパフォーマンスに優れているか。

### 1.3 審査結果発表

#### (1) 期日

令和8年7月14日（火）予定

#### (2) 発表方法

参加者に対して、書面で通知する。

なお、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

### 1.4 企画提案書を失格とする事項

以下に掲げる事項に該当した場合は、提案書等の提出は無効とし、失格とする。

ア 選考に参加する資格が認められない者

イ 要領等に記載されている事項に違反した者

ウ 虚偽の内容を記載した者

エ 提案書等について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの、又は不明確なものを提出した者

オ 審査委員又は関係者に対し、直接または間接を問わず援助を求めた者

カ 予算額を超えているもの

キ その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者

なお、アについて、参加資格に適合する旨確認された者であっても、業者決定時点において参加資格に掲げる資格のない者が行った提案書等の提出については無効とする（提案書等を提出した者は、提案書等の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする）。

### 1.5 契約の手続き

#### (1) 仕様書の協議

本業務の仕様書は、業務委託予定者が提出した企画提案書等の内容を反映し、業務委託予定者と委託者による協議の上で決定するものとする。

#### (2) 契約金額の決定

上記（1）に基づき改めて見積書を徴取し、見積限度額を超えないことを確認した上で契約締結するものとする。

#### (3) 契約保証金について

契約事業者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により契約保証金を納めるものとする。ただし同規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

#### (4) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、委託者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

#### (5) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

## 16 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提案書等の著作権は提出者に帰属し、選考以外の目的で提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 本調達業務について契約を行うこととなった者が設計等に当たり外国からの渡航等に費用を要する場合にあっても、実行委員会はその負担に応じることはしない。
- (5) 選定に関する事務手続については予定であり、状況に応じて変更されることがある。
- (6) 不慮の都合により、事務手続の途中で選定を延期することがある。その場合は、指名業者への通知・連絡により関係者に周知する。なお、選定を延期した場合においても、選考への参加のためにそれまで要した費用について実行委員会でその負担に応じることはしない。
- (7) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、実施できなかった場合には業務実施不可能となるので、委託料の減額となることがある。

## 17 問い合わせ先・書類提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（福島県庁本庁舎5階）

声楽アンサンブルコンテスト全国大会実行委員会事務局（福島県文化振興課内）

担 当 石川 聡子

電 話 024-521-7154

ファックス 024-521-5677

電子メール v-ensemble@pref.fukushima.lg.jp